

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市志多見字下川面一七六九 番一〇地先から 加須市中央二丁目九〇九番三 地先まで	加須市向井岸町五五三番二地 先から 加須市中央二丁目九〇九番三 地先まで	区 間
八・二七〇 三五・二五〇	一八・〇〇〇 二二・一二〇	敷地の幅員 (メートル)
四三五六・六〇	三九五・四〇	延長 (メートル)
		備 考